

こんなときも

そうだ、行政書士に相談しよう!

行政書士がお役に立ちます!



暮らしのお困りごと

遺言・相続について
知りたい

残されたご家族が困らないよう、プロの視点から遺言・相続についてアドバイスします。また、相続関係説明図や遺産分割協議書の作成も行います。



契約書を作りたい

大切な約束を書面に残すことは、後のトラブルを予防するためにも重要です。行政書士は契約書作成の代理を行います。



自動車の
登録手続きをしたい

自動車の購入や、引越しによる登録変更など、忙しい皆さんに代わって行政書士が管轄の運輸支局や警察への手続き、書類作成を行います。



日本国籍を取得したい

日本国籍の取得に関わる法務大臣への帰化申請や、さまざまな審査書類の作成など、各種手続きのアドバイスやお手伝いをします。



土地活用について
相談したい

自分の土地であっても、都市計画法や建築基準法、農地法といった関連法規に注意が必要です。土地利用の手続き、各種申請もご相談ください。



内容証明について
相談したい

内容証明は、契約後のクーリングオフなどに有効な手段です。行政書士は、皆さんの意思に基づき、文書の作成を代理します。



ビジネスのお困りごと

外国人の在留・
就労のための手続き

外国人が日本で就労する際に必要な留資格の認定証明書交付申請や変更許可申請など、出入国在留管理に関する業務も専門家である行政書士にお任せください。



法人設立の手続き

株式会社や協同組合、財団法人、社団法人、NPO法人など、さまざまな法人設立のお手伝いをします。



各種許認可申請

建設業の許可申請や宅地建物取引業の免許申請など、事業を行うのに必要な許認可はたくさんあり、高い専門性が求められます。間違いのない手続きが行えるようサポートします。



中小企業支援

行政書士は、企業の経営や事業活動に関するアドバイス、助成金の申請、知的資産経営の導入や報告書の作成などを通して、中小企業をサポートします。



著作権に関する
登録申請など

著作物など、皆さんの大切な知的財産を守るのも行政書士の仕事です。著作権に関わる各種申請や契約書の作成もお任せください。



オンライン申請・調達

近年、インターネット上で申請ができる自治体が増えています。行政書士は、各種オンライン申請の手続き代理も行います。



そうだ、行政書士に相談しよう!

一緒に解決します

飲食店などの
営業許可

開店準備・営業許可
でお悩みのことは
ニヤンでもご相談
ください!



暮らしを支える、5万人の力。

日本行政書士会連合会

〒105-0001
東京都港区虎ノ門四丁目1番28号
虎ノ門タワーズオフィス10階
TEL:03-6435-7330

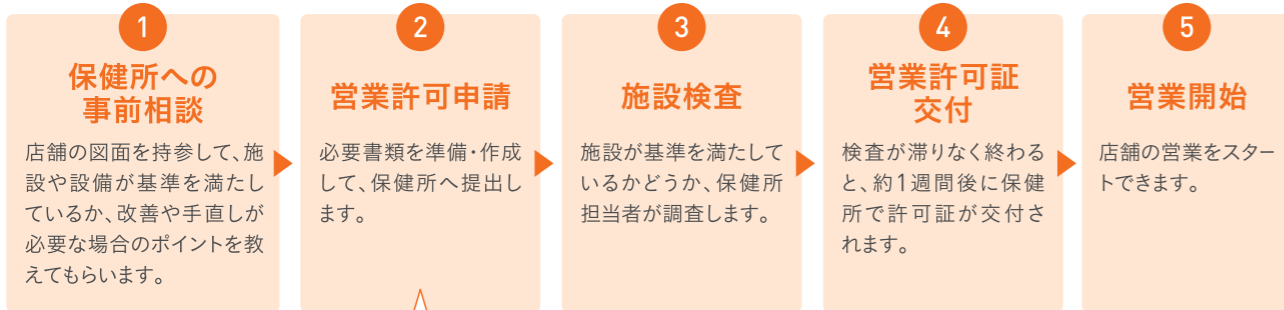




「飲食店を始めたい!」と思ったら、 「行政書士」に相談しよう!

飲食店やスナックなどのお店を始める際には、営業開始前に許可申請が必要です。
行政書士は必要書類の作成や申請代行はもちろん、店舗の構想や「どの許可が必要か?」といった段階からの相談にも対応します。

カフェ・レストラン・バー・居酒屋などの場合は… 保健所への「飲食店営業許可申請」が必要です!



必要書類例

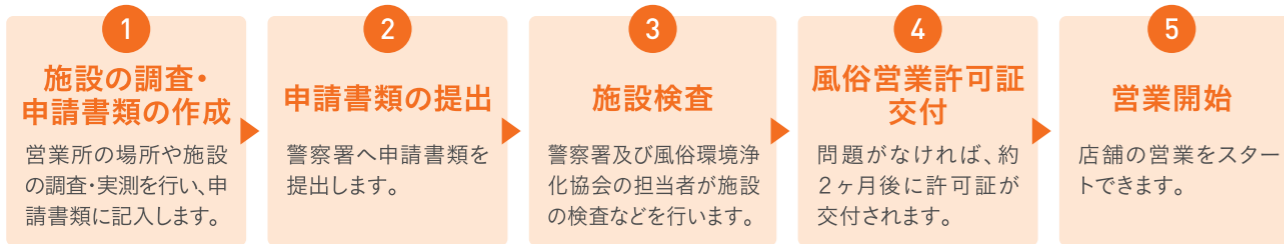
- 営業許可申請書
- 営業施設の概要・配置図
- 登記事項証明書(法人の場合)

深夜0時以降に主にお酒を提供することを目的として営業をする場合(バーなど)は、
「深夜酒類提供飲食店営業開始届」の提出が必要です。

スナック・ナイトクラブ・ゲームセンターなどの場合は… 警察署への「風俗営業許可申請」が必要です!



行政書士は、書類の作成だけでなく、事前相談や検査にも立ち会い、
開店までの準備がスムーズに進むよう、サポートします!



さらに、飲食を伴う場合は「飲食店営業許可申請」が必要です。個別の接待を伴わない場合や商業施設などの一部で営業するゲームセンターなど、風俗営業許可申請が不要な場合もあります。



許認可申請に関する
詳細はこちらから



どうやら、「営業許可」の申請が必要なんだって!

解決★ ユキマサくん!

今回のお困りごとは、新しく飲食店を始めたいが、
どのような手続きが必要かわからないというものです。



1 ここは、コスモスタウンにあるくらし行政書士事務所。今日も猫社会の行政書士を目指してユキマサくんが勉強をしていると、チャイムが鳴りました。ドアをあけると。。。

2 わぁ! パパ! ママ! アメリカから帰ってきたの?
そうだよ! 元気にしたかい? ユキマサ。
しばらく見ないあいだに、大きくなったのね。

3 ユキマサくんのパパとママの飼い主でもあるまる先生のご両親がアメリカから帰国し、事務所を訪ねてきました。どうやら、食品衛生責任者の資格を活かしてコスモスタウンでお店を開きたいという相談です。

4 お父さん、お店は「ホットドッグ屋」なんだね。その場合は、**飲食店営業に分類されるから、「飲食店営業許可申請」が必要になるよ。**

5 **お店を出す場所を管轄する保健所に営業施設としての基準を満たしているかどうか書類を提出して、確認してもらわないといけなね。**

6 そうなんだ! 今回はコスモスタウンを管轄している保健所に書類を提出すればいいんだね!

7 ぼくもまる先生みたいに街のみんなの役に立てようがんばるよ!
ご主人のお店が無事オープンしたわ!
行政書士さんはほんとうに心強い味方だね。
解決★

くらし行政書士事務所
ホームページもご覧下さい。

解決 ユキマサくん!

日本行政書士会 連合会